

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針のうち、主なものを抜粋して以下に示します。

■行政系施設

市役所 庁舎	・庁舎整備に係る方針を策定し、本庁舎の移転新築に向けた具体的な検討を進める。その際、移転後の跡地利用と、市民総合センターに入居する機能の移転のあり方なども含めて検討を行う。
行政局	・本市の行政サービス全般に係る各地域の拠点として、引き続き適切な維持管理を行う。
連絡所	・現行の施設配置を基本としつつ、市民の利便性確保を図る。なお、連絡所の機能については、周辺での公共施設の更新に係る動きがある場合における複合化も含めて、機能の最適配置を検討する。

■学校教育系施設

小学校 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境を適切に維持していくため、学校施設長寿命化計画を策定した上で、校舎等の長寿命化対策を計画的に進める。 ・今後、児童・生徒数の変動によって余裕教室などが発生する場合には、適切な学習環境の維持を前提とした上で、周辺の公共施設の機能集約化の受け皿として活用するなど、利活用を検討する。 ・使用限界に至った校舎等の建替えにあたっては、児童・生徒数の状況等を踏まえた上で、施設規模の最適化を検討し、維持管理の効率化を図る。
------------	---

■社会教育系・市民文化系施設

コミュニティセンター・公民館等	・地域の会合や公民館活動等の拠点として、引き続き利用促進を図る。また、建設時期の比較的新しい施設については、老朽化した他の施設からの利用の受け皿としても、更に有効活用を図る。
農山村センター、集会所	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な維持管理に努めるとともに、施設の更新時期を迎える際には、利用実態や防災上の位置付け等を踏まえ同種施設間での統廃合や、他の公共施設への機能の集約化について検討する。 ・地域に根ざした利用がなされている施設については、地域への移譲を検討する。

■保健・福祉施設

保健センター 福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・市民総合センターは、庁舎執務機能を中心に、移転場所や整備時期等について検討を進める。 ・各行政局管内の施設については、地域に密着した保健・福祉拠点施設として適正に維持管理を行う。
老人憩いの家・長寿館	<ul style="list-style-type: none"> ・老人憩いの家については、必要な改修を行いながら当面の間利用を継続するが、既存施設を更新する際には、廃止を含めて将来的なあり方を検討する。 ・長寿館のうち、地域に根ざした利用がなされている施設については、地域への移譲を検討する。

■医療施設

診療所	・各地域の診療所を引き続き適正に維持管理し、地域住民の医療需要に応え、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように、地域医療の提供に努める。
-----	---

■子育て支援施設

保育所	・老朽化が進む中、利用者数の動向も踏まえながら、改修や更新等のほか、将来に向けたあり方を検討する。
幼稚園	・老朽化の状況に応じて適切な対策を行うとともに、幼児教育に対する市民ニーズや保育所の動向なども踏まえながら、中長期的なあり方について検討する。

■スポーツ・レクリエーション系施設

観光センター・観光案内所、保養施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興や地場産品の振興等のための拠点施設、地域の雇用促進に寄与する場として、適正な管理運営を行うとともに、効率的・効果的なサービスの提供に努める。 ・老朽化も含め管理運営上の課題のある施設については、老朽度合いや利用状況を踏まえながら、中長期的な施設のあり方について検討する。
--------------------	---

■市営住宅

市営住宅	・長寿命化計画において各団地の活用手法を選定しており、これに基づき、建替え、長寿命化や維持修繕、及び用途廃止など、適正かつ計画的に対策を進める。
------	--

田辺市公共施設等総合管理計画 【概要版】

1 計画の概要

1-1 計画の背景・目的

○本市で管理している、学校、市営住宅、スポーツ・レクリエーション施設などの公共施設及び道路・橋梁(りょう)、上水道、集落排水といったインフラ施設(以下「公共施設等」という。)の多くは老朽化が進んでおり、これから一斉に大規模改修や更新等の時期を迎えようとしています。そうした中、本市の人口は、長く減少が続いているとともに、少子高齢化が進行しており、今後もそうした傾向が予測され、公共施設等の需要等も変化していくものと考えられます。また、本市の財政状況は、近年の経済情勢に加え、合併による普通交付税等の特例措置の終了が迫っており、更に厳しくなっていくことが予測されます。

○今後は、人口減少・少子高齢化や、厳しい財政状況等を踏まえながら、行政サービスの維持向上や、将来世代への配慮の視点を持ちつつ、計画的に施設の建替えや状況に応じた統廃合などを進めていく必要があります。これらの背景のもと、公共施設等の適正な配置や効果的・効率的な運営の方向性を示すべく、「田辺市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

1-2 計画期間

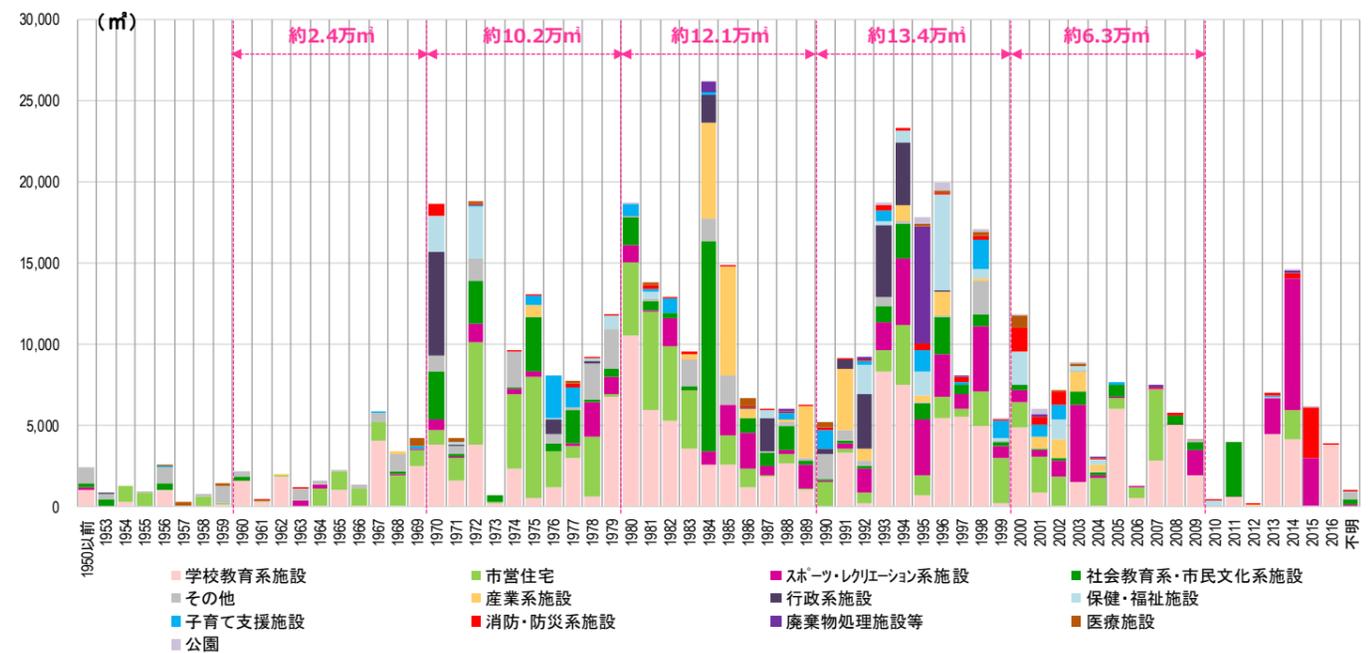
○本計画の計画期間については、2017年度から2046年度までの30年間とします。なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1-3 公共施設等の概要

○公共施設の延床面積の合計は約49.2万㎡となっており、内訳を見ると、学校教育系施設と市営住宅で全体の面積の半分近くを占めます。また、公共施設の多くは1970年代から1990年代に建設されています。

○本市が管理する主なインフラ施設は、市道が約1,372.9km、農道が約320.6km、林道が約480.4km、橋梁は1,219橋あります。また、市営の水道事業として、上水道と簡易水道を合わせて計20の水道事業が市内全域に点在しているほか、一部の地域では集落排水等の事業を実施し、排水の集合処理を行っています。

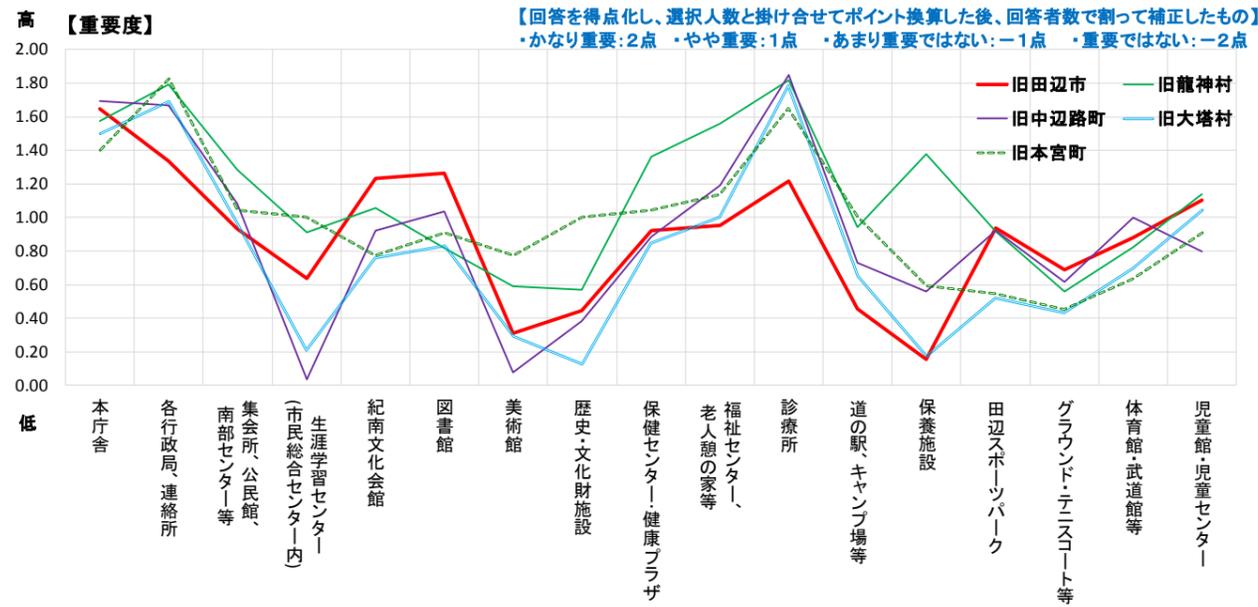
＜公共施設の建築年度別面積＞



2 公共施設等を取り巻く状況

2-1 公共施設に対する市民意識（公共施設の重要度）

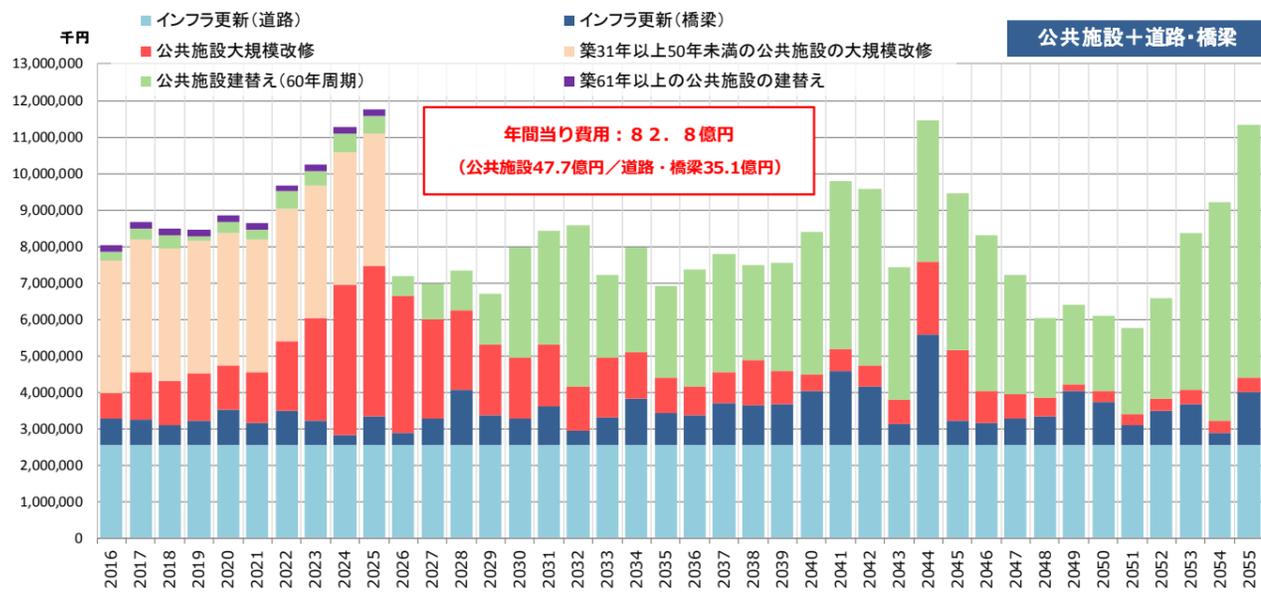
○市民アンケート結果によると、市民が日常的に利用できる公共施設の中では、本庁舎や各行政局・連絡所、診療所などの重要度が特に高くなっています。また、施設の重要度は地域によって差が見られます。



(公共施設等に関する市民アンケート結果：平成 28 年 9 月～10 月に実施)

2-2 公共施設等の改修・更新にかかる費用の見込み（普通会計対象施設分）

○普通会計の対象となる公共施設と道路・橋梁を将来においても現状と同規模で維持し続けるものとして、中長期的に必要な大規模改修や更新等の費用を合算すると、今後 40 年間では、年間あたり約 82.8 億円の費用が見込まれます。これに対し、過去 10 年程度の普通建設事業費の水準は約 70 億円程度であり、今後の市町村合併特例措置の終了などに伴う歳入の減少を見込んだ場合には、更に厳しい財政水準となることから、上記の更新等費用を十分に賄えないことが予想されます。



(「総務省公共施設等更新費用試算ソフト」による試算結果)

3 公共施設等の管理に関する基本的な方針

【方針1】 公共施設等の機能と総量の最適化

- (1) 施設総量の縮減と新規整備の抑制**
 ○既存施設の総量縮減を図るとともに、原則として新たな整備は抑制するものとし、新規整備の検討を行う際には、既存施設の有効利用や代替施策などにより対応を図る。
- (2) 公共施設の取捨選択と規模の最適化**
 ○施設の利用需要や、行政が直接保有・関与する必要性などを精査した上で、継続して維持すべき施設と、廃止や統合に向けた検討を進めていく施設を取捨選択する。
 ○施設を引き続き維持していく場合でも、人口動向などから想定される利用需要等を踏まえた上で、必要規模を十分に検討し、適正規模での維持管理や更新等を行う。
- (3) 公共施設の機能の最適配置**
 ○目的別に施設を所有するといった施設重視の考え方ではなく、様々な利用者層やサービスに柔軟に対応できる機能重視の考え方に転換も図りながら、地域ごとに最適な機能配置を目指す。
- (4) 用途廃止後の財産の利活用・処分**
 ○用途廃止等により遊休化した建物・土地については、貸付による利活用、売却処分、譲渡などを視野に、今後のあり方を検討する。また、廃止施設に残る建物のうち、耐震性能が十分でないものについては、可能な限り早期に撤去する。ただし、防災面等での位置付けや、地域に対する影響などを考慮する。

【方針2】 公共施設等の適正な維持管理と更新

- (1) 建物・構造物等の安全性確保**
 ○公共施設やインフラ施設の耐震化を計画的に進めるとともに、南海トラフの巨大地震を想定した津波浸水への対応や、被災時の機能維持についても、状況に応じて必要な対策に取り組む。
- (2) 維持管理の適正化**
 ○施設や設備の劣化や機能低下を未然に防ぎ、施設等が安全・快適に利用できるよう、定期的な点検・診断等を実施し、利用者が常に安全・安心に継続的に利用できる環境を維持する。
- (3) 施設の特性に応じた長寿命化対策**
 ○公共施設等の種類や用途、部材等の特性に応じて、予防保全・事後保全等を適正に組み合わせた維持管理を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る。
- (4) 多様な利活用方法を想定した公共施設の更新**
 ○同種の機能を集約することや、異なる機能を複合化することで相乗効果が見込める施設については、公共施設全体の効率化の観点から、施設の更新等の機会を捉えて、機能の複合化や多機能化を図る。
- (5) インフラ施設の計画的な更新、整備**
 ○インフラ施設の更新、整備については、優先順位を付けながら計画的に進める。また、利用需要等から見て、管理面で著しく非効率となる施設については、地域や集落等の人口動向や環境の変化を踏まえながら、市の管理対象から外すことも視野に入れ、今後のあり方について検討する。

【方針3】 市民等との連携

- (1) 市民等との連携による公共施設の管理運営**
 ○公共施設の管理運営において、市民、NPO、事業者などと連携を図るとともに、民間施設の有効活用、施設整備や運営、維持管理における民間資金・民間ノウハウの活用により、効果的・効率的なサービスの提供に努める。
- (2) 公共施設の利用促進と有効活用**
 ○公共施設の管理運営においては、利用者のニーズを的確に把握するとともに、より利用しやすく、魅力あるサービスの提供に努め、公共施設の利用促進を通じて、市民等の満足度向上や地域の活性化などにつなげる。